

リニア中央新幹線中間駅を関西文化学術研究都市高山地区第2工区
に設置することを求める意見書

リニア中央新幹線は、全国新幹線鉄道整備法に基づき昭和48年の「建設を開始すべき新幹線鉄道の路線を定める基本計画」により、東京都と大阪市を起終点とし、「甲府市附近」「名古屋市附近」「奈良市附近」を主な経過地として計画された「中央新幹線」を超電導磁気浮上式鉄道により整備されるものである。

リニア中央新幹線は、これまでの国土軸を大きく変えるプロジェクトであり、どのように生かし、これから国づくりを進めるかは、極めて重要な問題であり、そのルート及び新たな駅の設置場所等については、路線の開業予定が2045年とされていることを踏まえ、将来を見据えた検討が求められており、奈良市付近の途中駅の設置場所についても奈良県のみでなく、関西全体の将来像を考えつつ、総合的な検討が必要であると考える。

また、名古屋までを2027年に暫定的に開業、2045年に大阪までの開業が計画されていますが、本中央新幹線計画は東京・大阪間を直結することで、初めてその効果が十分に発揮できるものであるから、東京・大阪間の一体整備が必要であると考える。

よって、本市議会は、下記の理由から、リニア中央新幹線中間駅を「関西文化学術研究都市高山地区第2工区」に設置することについて、国及び奈良県に対し強く求めるものである。

記

1 平成23年5月に決定された中央新幹線整備計画に「奈良市附近」が経過地として定められていることを踏まえ、名古屋・大阪間の中間駅設置場所は、関西の将来の発展に寄与するため、計画路線上にある生駒市内の「関西文化学術研究都市高山地区第2工区」が適地であると考える。

2 関西文化学術研究都市は、京都、大阪、奈良の三府県にまたがる京阪奈の緑

豊かな丘陵において、国家的プロジェクトとして、建設・整備を進めているサイエンスシティである。ここに中間駅が設置されることにより、関西文化学術研究都市が活性化され、ひいては関西の発展へ大きく寄与でき、さらに、東日本大震災によって、より必要性が求められている首都機能の補完施設の建設も可能で、関西のみならず国全体に大きな利益をもたらすものである。

3 高山地区第2工区は、都市再生機構が約6割を所有する約288haの未利用地であり、区画整理事業を実施することで、中間駅のみならず、駅に関連する諸施設の建設に当たっては、地元協議や用地買収をスムーズに進めることができる。このことは、建設コストの削減と駅の早期建設に計り知れない利点をもたらす。さらに、広大な未利用地があることから、産業・研究施設の集積を中心とした先導的な環境に配慮したまちづくりが可能であると考えられる。

4 中間駅は地上駅にすることで、地下駅に比べて建設コストは低く抑えられ、また、地域のまちに賑わいをもたらすことができる。

5 同地区は、奈良県内はもとより、京都、大阪、和歌山からの交通アクセスに優れており、京奈和自動車道、第二京阪道路、学研連絡道などの高規格道路が整備され、鉄道については、近鉄けいはんな線が新たな中間駅を経由し新祝園まで延伸することにより、大阪、奈良、京都を結ぶ新たな鉄道網を構築することができる。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

生駒市議会